

平成 2 2 年 月 日

受 取 人

住 所 東 京 都 日 野 市 程 久 保 6 5 0
高 幡 台 団 地 7 3 号 棟 号 室

氏 名 殿

通 知 人

住 所 東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 六 丁 目 5 番 1 号
氏 名 独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 東 日 本 支 社
支 社 長 根 岸 尚

賃 貸 借 契 約 の 更 新 拒 絶 及 び 住 宅 の
明 渡 し に つ い て (通 知)

当 機 構 で は 、 先 に お 知 ら せ し た と お り 、 貴
殿 が 現 在 お 住 ま い の 高 幡 台 団 地 7 3 号 棟 (以
下 「 本 件 建 物 」 と い い ま す 。) に つ い て 、 耐 震
性 を 理 由 と し て 平 成 2 2 年 3 月 3 1 日 ま で に
機 構 賃 貸 住 宅 と し て の 用 途 を 廃 止 し 、 そ の 後
除 却 す る こ と と し て い ま す 。

こ の た め 、 当 機 構 で は 、 本 件 建 物 に お 住 ま
い の 皆 様 全 員 に 、 ご 希 望 に 応 じ た 移 転 先 住 宅
の あ っ せ ん 、 移 転 費 用 の 支 払 等 を 行 う こ と と
し て 、 平 成 2 2 年 3 月 3 1 日 を 期 限 と し た 移
転 へ の ご 協 力 を お 願 い し て い る と こ ろ で す 。

ま た 、 当 機 構 で は 、 貴 殿 に 対 し て 、 移 転 に
先 立 つ 手 続 き と し て 、 一 時 使 用 賃 貸 借 契 約 へ
の 切 替 え 及 び 移 転 先 住 宅 や 移 転 費 用 に 関 す る
覚 書 の 交 換 を 繰 り 返 し ご 案 内 し 、 ご 協 力 を お

願いしてきたところです。

しかし、貴殿におかれましては、当機構からの繰り返しのご案内やお願いにもかかわらず、残念ながら、移転に先立つ手続きにご協力いただけておりません。

このため、やむを得ず、平成22年3月11日付「高幡台団地73号棟の耐震除却について御協力のお願い」にてお知らせしたとおり、今回の通知の送付に至りました。

つきましては、当機構としては、平成[]年[]月[]日付で貴殿と締結した高幡台団地73号棟[]号室に係る賃貸借契約は、平成22年[]月[]日をもって終了させ、以後更新を行わないこととしましたので、通知いたします。

したがって、貴殿は、平成22年[]月[]日までに当機構に対し住宅を明け渡されるよう請求します。

なお、既に通知したとおり、移転期限日である平成22年3月31日までに住宅を明け渡して、移転にご協力いただける場合は、これまで提示した条件を適用し、希望に応じた機構賃貸住宅のあっせん（移転後、家賃を一定期間減額）又は家賃等の一部補填額（金壹百万円）の支払いに加え、移転先に応じた移転費用をお支払いすることに変わりはありません。

3.18
18

ません。

したがって、当機構では、引き続き、必要な説明を行う用意がありますので、ご希望の日時等をご連絡ください。

また、当機構がお預かりしている敷金は、住宅が明け渡された後に精算することといたしますので、念のため申し添えます。

以上

[お問い合わせ先]

独立行政法人都市再生機構 東日本支社

高幡台団地 73号棟 相談事務所

電話 042-592-6930

18
8



この郵便物は平成 22年 3月 1

第 30910 号書留内容証明郵便

として差し出したことを証明し

郵便事業株式会社

